

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 令和6年2月26日(月) 開会 13時15分
閉会 14時30分
2. 場 所 第1委員会室
3. 付議事件 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(令和6年陳情第1号)
神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(令和6年陳情第2号)
4. 出席者 一石委員長、古谷副委員長、岡田委員、松崎委員、前田委員、野地委員
根岸議長
- 執行者側 教育長、教育部長、教育総務課長、教育総務課長代理、
教育総務班長
- 傍聴議員 7名
一般傍聴者 0名
5. 経 過

国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(令和6年陳情第1号)

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(令和6年陳情第2号)

委員長 ただいまより教育福祉常任委員会を開会する。それでは、初日の本会議で付託された案件について審査する。国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情令和6年陳情第1号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情令和6年陳情第2号を一括議題とする。お諮りする。本陳情について、議会基本条例第15条の規定により、陳情者の意見を聞くこととしたいと思うが、ご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 異議なしと認める。本陳情については、神奈川私学助成をすすめる会代表長谷川正利様より提出されている。本日は長谷川様より委任された水谷徹様にご出席をいただいている。それでは10分程度にまとめて趣旨説明をお願いします。

<趣旨説明>

水谷氏 神奈川私学助成をすすめる会の水谷徹である。今日口頭陳情の機会をいただき礼を言う。私は国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

の2つの陳情について一括して発言をする。この間、国の責任で現在年収590万円未満の世帯まで私立学校に通う家庭の授業料が無償になっている。さらに神奈川県は、年収700万円未満世帯まで授業料無償、さらに次年度は23歳未満の扶養する子どもが3人以上いる家庭で、年収800万円から910万円未満世帯は授業料無償となる方向で予算審議が進められ、毎年のように制度の改善が進められている。しかし、世界的に見た場合、日本の教育費の貧困差は先進国の中でも際立っている。公立私立を問わず、教育にかかる公的な支出の増額が求められているが、その中でも特に私学助成の増額について陳情する。陳情理由のところに詳しく書いてあるが、さらに国、県に向けて、それぞれ3つのことを強調し口頭陳情とする。まず国に向けてである。1つ目として、日本の教育費がOECD諸国に比べて非常に低いということである。ご承知だと思うが、教育機関に対する公財政支出の対GDP比は、加盟国平均が4.1%に対して、日本は2.8%で教育予算の加盟国並み確保は共通政策であり、中教審の掲げる目標である。それを実現すれば文教予算は約7.1兆円増額となる。これが実現すれば、無償教育の完全実現ができる。私も全国私学助成をすすめる会というところに、全国団体としてあるが、国会内の集会で、集会を毎年行っているが、そこに国政各党と全ての政党の方がいて、教育の無償化や私学助成の大幅増額をと口々に言われる状況に今なっている。それから2つ目に教育費無償は国際的な流れということである。日本は国際人権規約第13条の留保、撤回をしている。これは世界に中等高等教育の学費の漸進的無償化を約束しているということである。日本は2012年9月11日にこの項目の留保、撤回を閣議決定し、国連事務総長に通告をする。外務省はこの通告により、日本国は平成24年9月11日から、これらの規定の適用にあたり、これらの規定にいう特に無償教育の漸進的導入によりに任意に拘束されることとなりますとの通知を発表した。この速度を早めていただくために、この陳情の採択をとということで毎年行っている。また国としても推進しているSDGsの4つ目のゴールには質の高い教育を皆にとあり、その中身をターゲットの部分には教育の無償化が明記をされている。まさに教育無償は世界の流れである。3つ目に、私学で学ぶ生徒、父母の声を聞いていただきたいということである。事前にお渡しした資料で私たちが春に行った文部科学大臣、県知事宛に寄せられた声を集めた一言はがき集があるかと思う。県内在住の生徒、父母、教職員の声も載っている。国の制度は少しずつ前進しているが、まだまだ厳しい実態がある。一言はがき集の30ページのところに、二宮町の教職員の方が「年収の制限をなくしてください。各家庭お金のことを気にせず教育を受ける権利があるはずです。」同じく二宮町の生徒で「私の家庭は母子家庭です。毎月ギリギリで生活している中、私の学費を払ってくれています。なので、学費を無償にしてほしいです。」などと声が寄せられている。陳情書の本文にもあるように私学に通う家庭に国の就学支援金は2020年度から年収590万未満世帯に39万6000円が補助されるようになった。しかし、文科省の調査によると、私学の授業料の全国平均額は44万5,000円になる。さらに私立高校には授業料以外にも施設費等がかかる。それらを入れた平均額は59万4,000円である。まだまだ大きな保護者負担が残っている。また、居住する場所によって学費負担に差が出る学費の自治体間格差も問題になっている。この格差をなくしていくためにも、国の就学支援金制度の

拡充が求められている。続いて、神奈川県に向けての意見書に関わってだが同じく3点、補足説明をさせていただきたいと思う。1点目だが、神奈川県は経常費助成という学校に出される助成金の低さが問題である。配布した資料にもあるように、神奈川県は高校、中学、小学校で生徒1人当たりの額が全国的に最低水準の額になっている。これが学費の高さに跳ね返ってきている。この原因は国が措置した経常費助成を減額して予算化している問題があるからである。高校生1人当たりで言うと、国基準は35万4,027円に対して、神奈川県は34万7,486円で、全国で44番目である。国が措置する額の差額が6,541円ある。これを国基準並みにすることをまず第1歩として、生徒、父母の学費軽減につなげていただきたいし、教職員の増員にも教育条件の改善にも繋がる。ちなみに、国が措置した額と同額か、それ以下の都道府県というのは11件あり、36件は国が措置した額プラスして各校に出しているという実情がある。それから2つ目だが、私学に通う各家庭に出されている助成金をさらに増額をしていただきたいということである。冒頭で述べたように、神奈川の直接助成、学費補助は少しずつ改善をされているが、例えば東京都は来年度4月から公立私立問わず、高校の授業料は全面無償になる。また、福井県でも扶養している子どもが2人以上いる世帯では高校の授業料が無償になる。それから最近発表があった富山県では、年収910万円未満で3人以上の世帯、それからひとり親世帯、入学金と授業料含めて完全無償化という方向で、かなりいろいろな県で学費補助の改善がなされてきている。財政状況等違いはあると思うが、やろうと思えばできない課題ではないと思う。ネット等の声を見ると、東京から神奈川に転居しようと考えていたが、東京は高校の授業料が無償になったから転居をやめたなどの声も見られる。子育てをしやすい神奈川県にするためにも、ぜひ意見書の採択をお願いする。最後3つ目だが、先日ニュースになっていた県内の中学2年生の子どもがいる世帯の10%を超える世帯、10人に1人の中学2年生が貧困状態ということが神奈川新聞でも報道されていた。これはかなりショッキングなニュースで、このような現状では受けた教育が経済的な状況で制約を受けることは目に見えている。助成金は増えてきているが、入学金、施設拡充費、授業料など、私学はまだまだ高い負担が残る。経済状況にかかわらず、受けた教育を受けられる社会にすることが急務である。私も高校の現場にいて、中学3年生の生徒や保護者の方と高校入試にあたっての相談を受けるが、家の状況からいって私学は受験できない、私学を併願することができないという家庭がたくさんある。その実態をよく見ていただきたいということも含めて、この陳情採択をお願いしたいと思う。また様々な特性や課題を持った生徒たちを建学の精神に基づいて受け入れている私学がたくさんある。受けた教育を受けられる社会にするためにも、県に向けた意見書の採択をお願いする。議員の皆さんや職員の皆さんは既にご承知だと思うが、私学はお金がかかって当然という考え方は今大きく変わってきている。教育は権利で、受けた教育を選ぶことは当然の権利である。それを公立、私立によって学費の格差があり、学べない生徒がいることはおかしいことだと思う。様々な課題があると思うが、教育は国づくり、社会づくりの根幹であるので、ぜひ陳情の採択をお願いする。以上である。

委員長

それでは陳情者への一括質疑に入る。委員で質疑のある方はどうぞ。

前田

まず、自分で学校を選択し、進学したいと思う志望校に対し、学力的に合格圏内にはあるが、経済的理由で、私学を断念するというような生徒はどのぐらいいるのか。それから、以前もこれを聞いてご答弁いただけなかったが、私学側ではどのような企業努力をしているのかお聞かせいただきたい。国は私立高等学校等経常費助成費等補助として、令和5年度の1,020億円から6年度は2億円増額していくということである。その他、令和5年度と比較して、6年度は私立幼稚園における幼稚園教諭等の処遇改善については、12億円から15億円に増額することをはじめとして、教育改革推進特別経費は2億円の増。私立幼稚園等の特別支援教育への支援として4億円増。私立学校の施設設備、整備の推進として3億円増。私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業として7億円の増。私立学校施設高度化推進事業として、利子助成に1億円増。また、学校法人が全額控除対象法人となるための実績判定に係る期間の短縮として令和6年度税制改正による特別措置等を講じていく。また、令和6年度からも私立大学に対しては、確か時代を支える新たな私立大学等の経常改革支援として20億円を用意している。このように令和5年度と比較し、6年度は幼稚園から大学まで様々な助成金が合計76億円あまりも増えてくると思うが、これらのことに対してどのようなご意見をお持ちか伺いたい。

水谷氏

大きく3点のご質問だったと思う。1点目は経済的状況で学力に達しているが断念した生徒、家庭がどれぐらいいるのかといったご質問だが、そういった形での調査は非常に難しいところもあり、私どもでそういった調査はやりきれないというのが実情である。ただ、そういった家庭もあると思うし、先ほどご紹介したように二宮町の生徒さんの声などでも、やはり入学したとしても、かなり厳しくアルバイトをしながらだとか、そういった状況もあるということはあるかと思う。2点目の私学側の努力ということだが、私学側もほとんどの学校が、これ以上の学費の値上げだとかそういうものを好ましいとは思っていないと思っている。この間、電気代の高騰とかそういう問題で、かなり学校の負担が増えているということ、私どもも現場にいて、県内のいろいろな私学関係者の方と話をしているということもあるが、それを一概に授業料や、そういうものに転嫁をするということは起こっていないと見ている。そういった形でなるべく生徒や父母の負担を増やさないような努力は各校で行われているかと思うし、それから学校独自で奨学金制度とか、そういうものも持っている学校もあるかと思うので、ちょっと不十分かもしれないが、そういった形でお答えさせていただく。それから3点目だが、ご指摘の通り、国の私学助成については、全ての校種で増額の方で、今、予算審議に入っているかと思っている。私どももそれは歓迎する方向だと思うが、やはり先ども申した通り、それでもまだまだ高い学費の負担とか、そういったものが残っているし、教育をめぐる世界的な動向とか、それから先ども申した通り、中等高等教育はもうこれから無償化に徐々にしていくということを日本の国として世界と約束をしているわけで、やはりその速度を速めていただきたいということで、この陳情を出させていただいている。以上である。

前田

それでは神奈川県内のことについて伺う。神奈川県では、令和 5 年度までは年収約 700 万円未満の世帯までを授業料無償化。年収 800 万円未満の多子世帯を対象に実質無償化。令和 6 年度からは、その 800 万円を 910 万円未満と金額を拡充してきている。こういったように、今申した 700 万、910 万を超える年収を得ている方は特殊な職業に就いている方のみではないかと思う。各年代の平均年収を見ていき、高校生を子どもに持つ年代の 40 代、50 代の方の平均年収等を見ていくと、600 万円余りになっています。そのようなことから、県が出している 700 万及び多子世帯の 910 万円を超える家庭は少ないのではと思うが、この年収上限を超える家庭は、どのくらいあるか。それから、神奈川県では授業料補助上限金額は 46 万 8,000 円、入学金補助上限額を 21 万 1,000 円にする予定としているが、この金額は、私学にお勤めの教員の話を伺っても、ほとんど無償化になっているというお話も伺っている。また、施設拡充費を 0 円と取らない学校も出てきている。逆に、初年度納入金が 113 万円、94 万円と高額な学校もあるが、67 万 9,000 円を超えている学校は、私が調べた範囲では 10 校もない。67 万 9,000 円を超えている学校はどのくらいあるのか。お分かりならお聞かせいただきたい。

水谷氏

1 点目の県の制度の改善で、今 910 万円以上にラインが引かれているが、共働きで働くと、この 910 万円というのは、そんなに難しい額ではないというか、超えてしまうので、かなりそういう世帯も多くあると思う。この 910 万をどういうふうに設定したかというのも、これも国会の方でもいろいろ議論があると伺っているので、私たちはこの 910 万に拘らずということで要求を出させていただいているので、それよりも全ての家庭ということ、例えば東京のように考えているので、今どれくらいあるかという明確な数はお答えできないが、そういうふう考えている。それから、入学金の補助や授業料の補助でほとんど無償になっているのではないかというふうなご指摘だったが、私どもの実感から言ってそんなことはないと考えている。私の勤めている学校でも完全に授業料が無償になっている世帯は半分ちよつとである。かなりうちの学校は年収 700 万未満の世帯が多い学校だと他校と比べても思っているので、まだまだそんな形ではないかと私どもは考えている。以上である。

前田

最後になるが、願書を提出する時には、倍率が 11 倍を超えている私学もあったかと思う。しかし、実際に入学する時には 0.98 倍、そのような学校が半数以上で、定員割れしてしまう学校があると思うが、これはやはり授業料等の経済的な面が大きな理由となっているのかどうか。また、私学の滑り止めとして行きたくないけれど、仕方がないから、県立落ちてしまうと困るので滑り止めとして、願書を提出しているのか。実際には本当に先ほど言ったが、建学の精神等に基づいて、自分はぜひこの学校に行きたいのだと思うが、行けない生徒について改めてその辺をお聞かせいただきたい。

水谷氏

願書提出時は 11 倍だが、実態はかなり少なくなっているという問題について私が思うに、おそらくこれは公立高校との併願で公立高校に合格したので、私学には行かないという形で、滑り止めでの私学受験ということがかなり多いのではないかと考えている。それから建学の精神や、その学校との

方針や学校の特色との関係だが、それは各学校によってまたいろいろだが、例えば、専願者や推薦入試で本当にその学校 1 本で受ける方が多い学校や、滑り止めの的な方が多い学校や様々あるので一概には言えないと思うが、私学は大きくは教育の自由という中で、特色いわゆるミッション系の学校から様々いろいろあるが、そういう中で選ばれていると思うので、今総じてそのことをお答えすることできないが私としてはそういうふうに考えている。以上である。

岡田

基本的なところ 2 点だけ教えていただきたい。県内の高校生が私学に通っている割合は何%ぐらいの方がおられるのかというのと、そのうち年収の目安でいくと 700 万円以上助成金というか手当が行き届いていない世帯というか、高校生のいる世帯のような何か比率が分れば教えていただきたい。

水谷氏

県内の公立と私学の進学割合ということだが、おそらく、公立 6、私学 4 ぐらいの割合じゃないかと思う。ちょっと細かいところまでは今分からない。それからもう 1 点いわゆる年収 700 万未満の授業料無償になっている世帯、なっていない世帯がどれぐらいかという数値、そういった数字がなかなか出てきているものがないので、多分いろいろな個人情報問題もあるのではないかと思うが、神奈川県等に問い合わせいただければ、分かるのではないかと思う。今ちょっと私の方でお答えできない。以上である。

岡田

2つ目の質問は多分、なかなか難しいだろうとは思っていたが、私が調べたところによると、県内の高校生の私学と公立の比率は、私学が 32.5%、公立が 67.2%、あと 0.3%は国ということになっているようである。参考までに。

野地

人口減少、少子高齢化の中で、県立高校はもう統廃合が進められている。現在、各地域の方々からは、家の近くの学校をなくさないでとか、いろいろな思いがある中、例えば銀行や企業においても、統廃合とか、いろいろな形でこれからの社会を担っていく。それぞれの会社が、それぞれの理念を持ってやっている。それが現状である。先ほど、私学は努力をしていますということで質問にお答えいただいたが、例えば、こちらの神奈川県私学助成をすすめる会において学校の統廃合や、例えば入学金授業料の統一化、どこに行っても全部一律同じとか、そういうような努力改善というものもするべきではないかというような議論は出ているのか。

水谷氏

おっしゃる通り、少子化の中で県立高校は統廃合されている問題と、それから、絶対的な子どもの数がこれから減っていくという中で、私立学校の方もいわゆるダウンサイジングという形で、今の生徒数ではなくて、もう少し小さい規模にしていく中で経営ができるような形態にしていく必要があるのではないかと、いろいろな学校で議論が進んでいるところではある。それから一律同じ授業料や入学金等ということについては、これは先ほど申したように、各私学の建学の精神や、その学校が大事にしている教育を行うためには、なかなか同じ料金でということは難しいのではないかと考えている。おそらく私学の経営者の方も、そういった形ではないかと考えている。

ので、私学助成すすめる会として、その辺の統一見解という形はないが、現状としてはそういう形であるとは私は思っている。

野地

税金による無償化、援助というのはどんどん進んできているというのが先ほどからも話が出ている。これから進んでいくと思う。極端に言うと神奈川県立高校もなくしちゃうよ。子どもたちの高校は、中高は全部私学が賄いますよということも、いずれそんな時代も来るかもしれないが。何を言いたいかというと総論と各論のことがあって、どの企業も、自分のところは残りたいわけである。補助金や何々を全部求めるというのはよくあることで、じゃあ先ほどから言っているように自分たちの努力はどこにあるのか。自分たちの学校を守るために税金をもっと入れてくださいというようにしか聞かえないところもある。これからの社会、人口減少に向かって、私学全体としてどういう方向を求めようかというのはなかなか今出てこない。個別ではいろいろ努力はされているでしょうけれど、そういう社会像、社会現象としての捉え方がまだ何か見えないところがあるが、それについて異論というか何か思いがあればお聞かせ願えるか。

水谷氏

十分なお答えになるかどうか分からないが、今ご質問あったどの企業も自分の企業を残すための経営努力や、そういうものがどうなっているのかということだが、もちろん先ほどから申し上げているように私立学校それぞれの特色とか、そういうものを生かしながら学校を作っていくことをやっていると同時に、これはこういう言い方がもし間違っていたら申し訳ないが、私たちが行っているのは公教育である。これは法律で認められている公教育で将来の主権者づくりをやっているんで、やはりそういった視点で、もちろん学校がどんな生徒を育てるか、それからこういった多様化の時代の中で、それぞれの子どもたちに合った教育をどう進めるかということは大事だが、やはりその根底の教育行政の整備は、国や自治体にきちっとしていただかないと、そういった教育づくりはなかなか難しい。そういったものから手を引かれてしまうと本当に高額な学費がかかってしまう学校が現れるということは、あまり望ましいことではないのではないかというふうに私どもは思っている。それから私学全体を考えている社会像という、今後の社会像というご質問だが、私学助成すすめる会は大きくは教職員と保護者で作っている団体であるので、経営者の方も関わっている方がいらっしゃるが、そういった中で質問に今私が答えるのは違うかなと思うので、そこところはちょっと控えさせていたいただきたいと思う。以上である。

松崎

今日お配りいただいた一言はがき集に皆さんの声が掲載されていて、二宮町からも2名の方が言葉を発しているが、どういう方にはがきを配って返事が何割ぐらい戻ってきているのかということをお教えいただきたい。

水谷氏

返信という形では今掴んでないが、はがき自体は2,000枚を超えるはがきが返ってきている。これは私学に通う生徒、保護者、それから教職員で戻ってきたものを二宮町は今お二方のみ出ている。それ以上出てきているが、全部の自治体から代表してではないが集めて、いろいろな場面でご紹介をするということで絞らせていただいている。

副委員長

私学助成がこういうふうな形で出てきているが、私立の中での教員の給料というそういうふうなもののバランスって大体決まっているのか。それとも当然各学校によってバラバラだと思うが、上限とかそういうふうなものというのは、教員の収入の額というのは何か基準とかがあれば教えていただきたい。

水谷氏

給与の基準というものは、基本的にはこれというものが何か統一で決まっているものはないが、ただ、この私学助成の経常費の配分の基準、配分の計算方式の中に、教職員割というのがあり、教職員の給与の水準は、大体公立の学校の先生方の給与の1つを参考にして割り出されている部分があるので、県内の私学の給与体系も全て私の頭に入っているわけではないが、公立の給与体系を基準としながら、ちょっと高いところ、低いところ、もっと低いところ、すごく高いとかいろいろあるが、1つはそこに準じる形で体系になっているものと承知をしている。

副委員長

そうすると、地方公務員なんかの場合、人事院勧告があって、民間の人たちを見ながら、毎年いろいろ決まってくるわけだが、逆に私学の先生方は、公立の教職員の給料を見て、それを基本ベースにして上下を多少決めているということではよろしいか。そうすると、概ね大体どこの私学の先生方も給料がそんなに変わらないということになってくるのか。また普通の教員ではなくて、いわゆる教頭先生や校長先生、また理事なんかも含めて、そういう方の基準が決まっているのであれば、大体の線で教えていただきたい。

水谷氏

先ほど申し上げたように何かこれで統一という形はない。公立というのが1つの目安になるのは先ほど申したように私学助成の基準が、計算式の中に入っているので、極端に高い給与を出したりとかすると、かなり財政的な圧迫をするので、極端に高い授業料を取っているとか、そういう形であればまた別だが、基準はその辺になっていると私は把握している。それから、おっしゃられたように例えば学校長だとか管理職でどうなのかということだが、これも各校でかなりバラバラになっているので、管理職の賃金体系は別に持っている場合や、全く普通の教員と同じところもあるというふうにも聞いているので、この辺もちょっと一概には言えないかなと思っている。

副委員長

そうすると企業努力ではないが学校努力をそれぞれされているということではよいか。いわゆる教員の収入とかそういうのも勘案して努力しているということではよろしいか。

水谷氏

そういうことだと思う。それからもう1点は今、私立学校の中で問題になっているのが1年契約とか、3年契約とか、期限を切った教職員の数がかなり増えているという現状がある。そういった面で、人件費を削減したりしている。それから、派遣で教員を雇っている学校なんかもかなり増えてきている。これはそういったコストの面から見るとよいかもしれないが、子どもたちの教育の継続性という形からすると、かなりいろいろな問題が出ていて、いくつかの学校は新聞報道等もされて問題になっているが、やはりその辺が私学の難しさと、それから先ほど言った経常費助成の低さが、そういったところに影響

が出てきているのではないかと私たちは考えている。

議長

私は教育の保障というのは、無償とはおっしゃるが、やはり私としては、公立が受け皿になるところがあるだろうなと思ってはいる。特に義務教育の間は。ただ高校進学を選ぶ時には、公立にも行けないお子さんが出てきているというのも承知をしている。多分その受験制度というところにもあるのかもしれないが。なかなかインクルーシブと言ってもまだまだというところの実態もある中で、いただいたその資料集のところで、例えば低所得者層、特に生活保護世帯など学費全額無償ができてるのは埼玉と京都と表の中ではなっている。これが神奈川県で実施されない理由とか、或いはどうして京都や埼玉でできているのかという辺りの理由みたいなことをご存知だったら教えていただけるか。

水谷氏

それは結論から言うと、明確な理由は分らないが、その県の考え方等ではないかと思う。私どもも低所得の家庭については、授業料だけでなく入学金や施設費とか、そういうものも含めて無償にしてもらいたいということについては常にいろいろな形での要請行動、運動をしているが、神奈川県はちょっとそこまではいってないという形である。

議長

それで補助額だが、神奈川県のところでも授業料 45 万 6,000 円入学金 21 万円出ますよというところでもかなりの方が無償化でいけるだろうということになっている。それについてはありがたいというふうにこちらの進める会さんでも思われているようだが、いただいた資料と比べると、やはりその施設設備費のところ、格段に神奈川県は値段が高いところがあって、この施設設備費の点で陳情の趣旨のところにもあるように、いくらかの 27 万円ではなくて、いくらかの負担がまだ生じている実態ですよとあった。このことが施設設備費の部分のその各学校での努力、利用の実態であるとか、或いは施設設備費というものには主には何が一番かかってしまっているのかということをご存知だったら教えていただけるか。

水谷氏

十分なお答えができるか分らないが、設備費は私も現場にいて、受験生と話す中で、授業料と入学金について神奈川県の方から補助が出ていて、低所得のご家庭は無償になるところまでいっているけれども、この施設設備費については、今明確な補助金がないということが実態としてある。奨学金を借り、どこからかお金を工面してこないといけないということで、かなりこの額が私学進学への難しさの1つになっているのかと思っている。もう1つは、これは1番何がかかるとのことだが、私立学校に対しては、この施設設備補助みたいな形のお金が出ていない。施設設備については全部自前でやらなければならないと、授業料だとかそういうものの一部を積み立てながら、施設の改修、改善、耐震、様々なことを自前でやらなければならないということで、かなり各校によってこの施設設備費の額も違うし、入学時に納めていただく学校と毎年納めてもらいたいという学校とか様々ある。施設設備の改修の時に、かなり大規模なお金がかかるが、それに向けての積み立て、もちろん日常的な様々な空調だとかそういうものの修繕だとかも入っていくので、明確にこれというふうな形では言えないが、そういったことに使われ

ていると承知をしている。

＜執行者側への参考質疑＞

松崎

先ほど私が質問させていただいた一言はがき集に親御さんとか、教職員、生徒本人からいろいろな声が上がっているが、教育委員会の方に、ここでは私学助成の拡充ということだが、そういった保護者や生徒本人の立場から学費が高くて困っているという窮状は届いているか。届いていたら件数とか、どういった内容なのか教えていただきたい。

教育総務課長代理

11月下旬から12月上旬で保護者と学校の先生と生徒で個々面談を行っている。そこで助成金の説明も加えてそういった制度もあることを周知している。お金に関することで進学ができないという話や相談は各学校に確認したところ、ないという返答だったので、ご報告させていただく。以上である。

野地

年末にかけて、いろいろと保護者とのヒアリングをしているということである。その中で、私学を選ばれる方、または私学のA校いや私はB校、うちの子はC校と建学の精神があるから、どこでもいいってわけじゃないと思うが、私学を求める理由は県立が嫌だから私学もいるでしょう。A校の精神が素敵だから行きたいという、次にどこに進学するかということを選ぶ理由は、どの辺に皆さん重きを置いているというのは何かあれば教えていただきたい。

教育総務課長代理

中学3年生になると、ぼんやりとはいえ進みたい高校がいくつか出てくるので、学校説明会に参加して、そこで自分がやりたいことや、卒業した後に何になりたいかというところに重きを置いて学校を選択しているというのが現状だと思う。以上である。

野地

お子さん自身でいろいろ考えて学校を決めているという中で、先ほど経済的な問題とか、お金の補助金は何々ということによる選び方には至っていないという理解でよろしいか。

教育総務課長代理

そういうふうな金額についてのご相談等はなかった。以上である。

委員長

私も質問させていただきたいと思うので議事進行について副委員長にお願いします。今、教育総務課課長代理からご相談がなかったというようなお話があったが、以前に同じ陳情があった時に、今日、教育総務課の方ではそういうふうなお答えがあったが、二宮町からの生徒からそういう声が上がっているということを前の陳情者の方に審議後に伺ったことがある。その時に、そういう相談を受けるとか、そういうアナウンスを行政の方で、学校とか、学校の体制の方で、そういうお金に関する相談は受けますというようなことを保護者や子どもたちに周知されているのか。

教育総務課長

もちろん、この私学助成のことは、私立高等学校等の学費支援制度のご案内というのをさせていただいているところである。また、二宮町の独自制

度としても二宮育英会というのがあって、そちらの方のご案内もさせていただいているところである。以上である。

委員長

その案内は全員に書面で配っているということか。

教育総務課長

こちらの私立高等学校等の各種支援制度のご案内については、全員に配らせていただいている。また育英会の方に関しては学校から推薦をいただくという形になっているので、学校の方に周知をさせていただいているところである。以上である。

委員長

学校側は生徒の家庭の状況等についても、ある程度把握されていると思う。そういうニーズがある家庭に対して特に説明とか周知に心配りをしているということはあるか。あとは外国籍である。外国籍のご家庭のために保護者が日本語を読みにくい方のための配慮等はいかがか。

教育総務課長

基本的に誰かと個別にやってしまうと、ちょっと問題があるので、そこら辺は一律にやらせていただいているところである。外国籍の方とかこういうのはお読みいただけない方に関しては、それなりの支援をさせていただいている。以上である。

副委員長

議事進行について委員長にお戻しする。

委員長

それでは他に質疑がなければ、休憩にして傍聴議員の発言を許可する。

休憩 14 時 03 分

(傍聴議員の質疑：渡辺、大沼議員)

再開 14 時 17 分

＜意見交換＞

委員長

休憩前に引き続き会議を開く。これより委員による意見交換を行う。

野地

私も私学の高校に行っており設備もすごかったなと思って、改めて学費の負担というのを感じるのだが。最近非常に補助とか増えてきているのは事実である。子どもも少なくなってきた。公と私の学校の格差をなくそうとしていく国策も感じられる。だけど、何となく今の話を聞いていると、うちの学校は残したいというのがやはり強い。建学の精神かもしれないが、それは今後あるとは私は思えない。今後、何かしら努力をしてほしいというのも並行してあって、私学全体として、神奈川県私学協会なのかどうか分からず、組合があるか分からないが、先ほど出た経営者も含めてこれからの日本の子どもたちの教育をどうしていく、私学の立ち位置、立場でどういうことで貢献をしていくということをもう少し全体で考えていただきたいなと私は思った。それから、1 部の団体、1 部の方がではなくて、私学全体として現状をこうで、こうしてほしいというような陳情に持っていければいいなという気がしているが、皆さんはどのようにお考えか。

議長

私は少なくともうちの学校を残してほしいという主張には聞こえなかった。私学助成をすすめる会としていらしてる。それを代表している言葉だという意味では、私学全体の声になると思う。ただ、おっしゃるようないろいろな学校があって、特にまた神奈川という特色のある学校もあるだろうし、お金のかかっているところもあるのでしょう。その詳細を分かりきれなかったかという部分はあるけれども、やはり基本的には教育の無償化、もう教育は無償でみんな受けられるべきだというお考えが基本的にはあるという立場から言っているということに対しては理解できる。ただ、私、個人的にはそのご要望全部には賛成ではないみたいなこともあるが。このお立場は理解できるということである。

松崎

意見交換ということなので、先ほどの野地委員の発言を受けてのことになるろうかと思う。この助成を求めるのは誰かという、1番求めているのは果たして生徒なのか、それとも私立学校の経営者なのかということになると、やはり先ほどの執行者側の答弁にもあったように、あまり現場の生徒さん、親御さんからは聞こえてこないというのが私の印象であって、やはりその経営者側の願いなのではないのかという気がしている。この一言はがき集、これは、生徒さんの言葉とか、親御さんの言葉とか教職員の言葉があるが。私の印象としては、経営者側の願いなのではないのかという気が今はしている。以上である。

<討論>

岡田

それでは私は意見書の提出に賛成の立場で討論する。神奈川県においては先ほども出ていたが高校生の3割から4割が、私学に通っているということがあった。公立私立のその間における国とか県の財政措置で格差の是正は、かなり図られているのかなとは思ふ。ただ、就学支援の上限まで引き上げてはきているけれども、しかしながら、まだまだ私学に学ぶ生徒の保護者の方は学費だけではなく、それ以外にお金かかるという高額所得者の二宮町の町民の方からも意見を聞いている。そんな関係もあって部活とか、制服代、修学旅行なんかもその他にかかる費用というふうにと考えると保護者の負担は非常に重いというふうには私は考える。このグラフで見ると、特に年間の負担額の格差がちょうど700万円所得あたりからぐんと30万ぐらいアップするようなイメージですね。そうするとこの辺の世帯についても授業料助成とか入学金の助成をこれからも拡充して保護者の負担軽減をしっかりと図っていく必要があると考えて、私は意見書提出について賛成とする。

議長

私は意見書の提出を求める陳情2件に対して賛成の立場で討論をする。教育の保障という点では、特に低所得者層への負担軽減というのはもっと進めていただきたい。資料でいただいた通り、生活保護世帯に対して学費全額補助をやっている自治体もあるわけである。神奈川県にはないが。あと、私学助成をすすめる会が、令和6年度の神奈川県予算に対してのご要望を出しているものがいくつもあるが。私としては3点いいなと思うところがあった。神奈川県私立学校等生徒学費補助金を補助対象に施設整備費等を加えて、学納金、全体に対する補助制度を改め、低所得者層

の負担軽減を図ること、それと県外私立学校に通う生徒に対しても学費補助制度を受けられるようにすること。それから私立幼稚園が行う特別支援教育に対する助成を充実すること。国のお金も増額をしてくれているが、まだまだ神奈川県のような補助に対するあり方を是非とも検証し直して、教育の保障ができるように考え、改めていただきたいということ。そして、またそれを国としても、サポートをしていただきたいという意味で 2 件に対して賛成の立場である。以上である。

前田

私は不採択の立場で討論させていただく。先ほど、設備整備は自前というお話があったが、国は令和 5 年度補正予算で 100 億円、令和 6 年度予算で、93 億円を用意し、学校施設、設備の整備の推進として、耐震化等の促進や熱中症対策として、教室や体育館等へのエアコン設置、バリアフリー対策等安全安心な生活空間の確保に必要な基礎的設備等に高校等は 3 分の 1 以内、ICT 教育設備整備、補助率 3 分の 2 以内として、1 校当たり 100 万円以上の補助金を用意しています。県は、補助拡充に伴い、県の補助金で授業料が賄えない等、初年度納金が増えない県内学校は大学の附属高校が大半であり、特に藤沢以西の学校では 1 校を除いて、授業料 32 万 4000 円から 44 万 4000 円。初年度納付金も 60 万円以下と県の補助金で賄い、実質無償化に近い状態である。よって、陳情に対し不採択とさせていただく。

<採決>

委員長

それではまず、陳情第 1 号を採決する。陳情第 1 号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(可否同数)

賛成 古谷、岡田、根岸

反対 松崎、前田、野地

委員長

可否同数である。よって、二宮町議会委員会条例第 15 条の規定により委員長において本案に対する可否を採決する。本案について、委員長は採択すべきものと採決する。よって陳情第 1 号は可決すべきものと決した。続いて、陳情第 2 号を採決する。陳情第 2 号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(可否同数)

賛成 古谷、岡田、根岸

反対 松崎、前田、野地

委員長

可否同数である。よって、二宮町議会委員会条例第 15 号の規定により委員長において、本案に対する可否を採決する。本案について委員長は採択すべきものと採決する。よって、陳情第 2 号は可決すべきものと決した。次に、この陳情に関する意見書案の作成についてはいかがか。

(「正副委員長に一任」の声あり)

委員長

正副委員長一任の声があったので、意見書案の作成については正副委員長に一任とする。ご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

ご異議なしと認める。よってそのように決した。以上で陳情第 1 号、2 号の審査を終了する。

閉会 14 時 30 分

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 令和6年2月26日(月) 開会 14時43分
閉会 15時29分
2. 場 所 第1委員会室
3. 付議事件 二宮町敬老祝金条例の一部を改正する条例
(町長提出議案第11号)
4. 出席者 一石委員長、古谷副委員長、岡田委員、松崎委員、前田委員、野地委員
根岸議長

執行者側 町長、副町長、健康福祉部長、高齢介護課長、高齢福祉班長

傍聴議員 7名
一般傍聴者 0名
5. 経 過

3. 二宮町敬老祝金条例の一部を改正する条例(町長提出議案第11号)

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開く。二宮町敬老祝金条例の一部を改正する条例、町長提出議案第11号を議題とする。執行者からの補足説明があればどうぞ。
- 健康福祉部長 敬老祝金条例についてだが、補足説明に入る前に、今回の改正の背景について、口頭で説明をさせていただきたいと思う。日本人の平均寿命が、直近では男性が81.05歳、女性が87.09歳ということで非常に延伸してきており、88歳に近づいてきているような状況がある。88歳の二宮町の敬老祝金の支給者数だが、今から5、6年前の平成の終わり頃は、大体150人前後だった。それが令和5年度には200人を超え、今後団塊の世代と呼ばれる方々が、88歳を迎える10何年か先には300人くらいになるような見込みがたっている。それから100歳の支給者についても、その5、6年前ぐらいは5人以下ぐらいだったのが、令和5年度にはもう10人となっている。100歳の場合は、個々の状況や、その年によって多い少ないというのもあると思うが、今後も増加していく傾向というのは見込まれているところである。神奈川県内の自治体でも、敬老祝金を多くの市町村も持っていたが、この祝金を廃止して簡素な記念品に変更したり、もしくは首長からのメッセージカードを送るだけとするような自治体も増えてきているような状況がある。二宮町としては、ここで敬老祝金の額について見直しをさせていただき、現在課題となっていて今後も必要性が高まるであろう、新たな高齢者施策の充実を図っていきたいというふうに思っているところである。それでは内容について資料に基づき高齢介護課長より説明をさせていただく。
- 高齢介護課長 二宮町敬老祝金条例の一部改正についてということである。今後ますます人口の減少、高齢化による高齢者のみ世帯の増加が見込まれているため、高齢者の生活を支えていく必要があることから、高齢福祉施策の見直しを行う。続いて、敬

老祝金についてである。敬老に意を表し、あわせてその福祉を増進することを目的に、敬老祝金の支給をして参ったが、平均寿命の延伸や介護保険制度等による高齢者向けサービスの提供など、高齢者福祉を取り巻く環境や、社会情勢が大きく変化しているため、支給額を表の(新)の方になるが、88歳を1万円に、100歳を2万円に、それぞれ見直すものになる。中段で、高齢者福祉施策の新たな取り組みについては、町内の課題、それから問題、ニーズの把握においても、日常生活における直近の課題としては、通院や買い物の時の移動、ごみ出しに困難を感じている。または、今後必要な支援サービスとして、あがってきており、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせるよう、次の事業に取り組みたいと思っている。1つ目で、タクシー券の利用助成の部分になる。1として、現行やっている移送サービスの中の、二宮町要介護(要支援)高齢者移送サービス事業については、拡充を考えている。主な変更点になる。交付枚数の拡充を考えており、現行月2枚、年間24枚、交付しているものを、月4枚年48枚としたいと思う。2つ目としては、新たな移動支援の施策として、タクシーを活用した高齢者移動支援施策の試行的な実施を6月から開始したいと思っている。こちらの要件については、介護サービスの必要はないが、歩行補助用具として、杖や押し車等を使用し、バス停まで歩いて行けないなど、移動に不便を感じている非課税世帯の65歳以上の高齢者で、他のタクシー利用券等の助成を受けていない方を対象としたいと思っている。交付の枚数については、月4枚、年48枚だが、6月からの開始になるので、来年度の予算としては8枚マイナスの最大40枚ということになる。新しい施策の2つ目としては、3番目にあるごみ出しが困難な高齢者等への支援として、戸別収集の試行を実施していきたいと思う。こちらについては8月から。要件としては、家庭ごみを地域で決められたごみ置場まで持ち出すことができない概ね65歳以上の高齢者のみ世帯であって、要介護(要支援)認定を受けており、地域や身近な人及び親族等による支援を受けられない方に支給決定をし、生活環境課と実施していきたいというふうに考えている。説明は以上である。

委員長 これより質疑を行う。

野地 質問に入る前に委員長に確認を取らせていただく。今回は敬老祝金条例の一部を改正する条例についての審査であるが、補足説明で新たな取り組みについてという、条例改正とは違う内容のものが出てきております。質問については、これを一括で合わせていいものなのか、条例改正に関するものだけにするのか、どちらかを決めていただかないと質問ができないので方向性を示していただきたい。

委員長 敬老祝金だけということである。

副町長 今回は、敬老祝金条例の一部改正で提案したが、そこに減額が出てきた。減額する関係で、ただいま説明した関連事業3本、これが福祉施策として新たに充実をしたいということであるので、まずは今日の条例の一部改正は、敬老祝金についてということでご理解いただきたいと思います。

野地 今の副町長の話を踏まえて質問させていただくが、質問に不備があればご指摘をいただきたいと思います。まず日本人の平均寿命も上がってきた。88歳に近づいてきた。人数も多くなってきた。今後もさらに多くなりますという将来を見込んで、減額を

したい。要するに、予算上重くなっちゃうので、少し減らしたいというようなことをおっしゃったかと思う。それで今年度というか、今回はおおよそ212万円、これが下がる。じゃあそのお金をどうするのかと。そのような中で、同じ高齢者施策のこっちに回したいんですという212万円という理解でよろしいですか。新たな取り組みはいろいろ今ご説明があつて質問もあるが、まずそういう流れで、確認をさせていただく。そういう意味合いの条例改正でよろしいかということである。

健康福祉部長

おっしゃる通りでそういったいろいろな面を踏まえて、特にこれから高齢者の関係、これから非常に課題が増えていくだろうというのを見越した中でのことである。先ほどの補足資料の中の1番のところで、事業費はこれ77万3,000円だが、今タクシー券24枚を配布しているので、影響額としてはこの半分というような形になる。以上である。

野地

県内では、祝金を廃止するとか記念品等々に変えていくところが多い。今回の1万円、2万円は残っているが、これは現金か。現金というよりも商品券か。それで残そうとされているかというのがまず1つの質問である。全体像で、これからも増えると。150人が今200人などというお話で、これからも増えていく予定という中で、では同じようなことを考えると、何年後か分かりませんがトータルは出ているでしょう。その時点が来たら、今度は5,000円と1万円に変えて、新たなこの事業費にもう少し人数が増えるでしょうから、それも視野に入れてますよという、今回第二段階だと思うけれど、という改定を想定されているか、という質問にする。

健康福祉部長

支給については、現在商連の商品券を使っていて、これは引き続き商連の商品券でお願いしたいと思っている。これから先、新たな福祉サービスについても対象者が増えていくので、その時の費用を賄うために敬老祝金をさらに今後減額する可能性についてどうかということだが、そこについては今の時点で、敬老祝金を減額して新たなサービスということで始めるがこの先については、新たな事業についても、まずは試行ということでどんな事業に組み立てていくかというのを進めながら考えていくような形になるので、その時にこれが対象者が増えた時に敬老祝金をどうするかということまでは、現時点での考えはない。

前田

平成の終わりに150人前後令和に入ってから200から300に増えていく。100歳に関しては、5人が10人と増加傾向にあるというお話だったが、敬老祝金をいただける方、ここにあった介護保険制度等による、高齢者向けサービスの提供を受けていない方は、どの程度いらっしゃるか。

健康福祉部長

今申し上げた受給者数の中で、何人が介護保険適用かというのは、今数字ではこちらでは掴んでいないので分かりかねる。

前田

人数は分からないということだったので、後程ということにして、サービスの提供を全く受けていない88歳以上の方は、どこで町から恩恵を被れるのか。サービス提供を受けていればサービス提供で恩恵を受けているが、敬老祝金が減額される、しかし何にも町から恩恵がないじゃないかと。そういう方もいらっしゃると思う。そういう方に対しては減額すべきではないというのが私の持論なので、その辺の人数をお聞かせいただきたい。人数が分からないということだったので、そういう人たちに

対する恩恵はどのようなところがあるのか。

健康福祉部長

介護保険サービスを利用する場合は、介護保険料を払いつつ、サービス利用に対して自己負担もある。それに対して自己負担の足りない分を公費から出るというようなシステムになっているが、介護保険サービスを受けてない方については自己負担もないというようなことになる。敬老祝金自体は、介護保険サービスを受けている人も受けていない人も、全く同じ対象なので、介護保険サービスを受けてない人の恩恵はというよりも、どちらも同じ。サービスを受けている人受けていない人、かわらずということ考えている。

前田

それはおかしくないか。介護保険は全員払っている。介護保険、例えば5,000円の介護保険を払った。介護保険を使っている方は、その5,000円が3,000円になるかもしれない。2,000円分返ってくるかもしれない。例えば通常、介護保険払ってなければ1,000円かかるところが100円で済むと。そういったものがある。カートを借りるのに、買った5万10万するものが1日20円で借りることができる。そこで恩恵を被っているわけである。ところが介護保険は払う。しかし、何も適用を受けていないので、丸々払っているわけである。だからその人たちは差があるわけである。介護保険をかけた。介護保険を使わせていただいているという方と、介護保険を払った。しかし何も恩恵は介護保険に関して、得ていない。そこでもう差があるわけである。人間健康だからよいが、細かい点でいくとそういう差が出ているわけであるが、一律1万円減になるということは、介護保険を払い損になっている人たちに対しては、何もお考えがないのかという点をお聞かせいただきたい。

健康福祉部長

介護保険制度としては、保険制度なので例えば健康保険も払っていて病気にかからなければ、恩恵がないというか、いざというときには健康保険も同様に、全額自己負担ではなくて利用できるわけである。介護保険もいざとなった時のための、公的な保険なので、それは払い損ということではなくて皆さんで支え合う制度ということでご理解いただけたらというふうに思う。

松崎

当事者、88歳以上のご高齢の方に実際にアンケートを取るとか、そういう意見聴取はしたのかということ。現行の移送サービス。月4枚にしてもそんなにいらないのか、本当にニーズがあるのかというのを確認されたのかなということ。一番欠けてると思ったのが、通院とあるが、通院よりも同伴。同伴って本当に必要だと思っているが、そういったものはここに含まれないのかと。本当に同伴してもらえ、してもらえないで、助かる命も助からないということを目の当たりしてる部分もあり、高齢者のニーズをよく確認してここに盛り込まれているのかということが気になった。以上である。

高齢福祉班長

まず1点目。88歳の方にこの減額について意見を聞いたかということだが、こちらは直接はしていない。2点目の4枚支給に増やすところだと、こちらの方は現行移送サービスの利用者の方にアンケートをとっており、そちらのアンケートの方で、ひと月1枚から3枚利用する方が一番多くて、4回以上利用する方もいらっしゃるというような意見があったので、その辺を考慮させていただいている。また同伴というところで、こちらの現行移送サービスというのは、要件の方にもあるが、下肢体幹が不自由で、寝たきりの状態だとか常時車椅子を使用しているというところ

で、介護者の付き添いがなければ、外出が不可能な方にお渡しをしているものになるので、同伴される方への支援にもなっているかと思う。以上である。

松崎

1の現行移送サービスは実質的な同伴も含まれるという理解でよろしいか。1の現行移送サービスの内容だが、この内容というのは実質的に病院に1人で行くのが難儀するような人の同伴ということも含まれているという理解でよろしいか。

高齢福祉班長

対象者が介護人の付き添いがなければ外出が不可能ということなので、同伴の方が一緒に付き添うことがセットになっている。以上である。

松崎

ここで言う同伴というのは、ただ単に一緒に行きましようというだけなのか、それとも高齢の人が行くと、そもそも医者の説明というのは十分理解できない。薬の飲み方とか医者に言われていることも、その人が把握して、懇切丁寧に指導してあげる、そこまで含まれるのかということはどうか。

高齢福祉班長

こちらの移送サービスが、先ほどもお伝えしましたように介護人の付き添いがなければということでは、この介護に付き添うというのが大体家族の方が一緒に付き添っていかれるというケースが多いかと思っている。なのでその方は、病院まで送り届けばいいわけではなく、診察まで付き添ってその結果も一緒に聞かれて、また一緒に戻ってくるというような対応をされていると思う。

委員長

これにて質疑を終結する。休憩にして傍聴議員の発言を許可する。

休憩 15 時 09 分

(傍聴議員の質疑：小笠原議員、羽根議員、大沼議員)

再開 15 時 25 分

< 討論 >

委員長

休憩前に引き続き会議を開く。これより討論に入る。

野地

私は賛成の立場で討論する。しかしながら、条例改正を出してくるにあたって、新たな取り組み3点を出してきた。これについては予算審査で確認はしていくが、要するにこの条例改正にあたり言い訳をしたかったとしか思えないのが、非常に苦しいやり方で、苦しい審査だと思っている。私の周りでも、高齢者の方々でただいて嬉しいという気持ちはあるが、そんなお金があるのだったら、教育費にもっと回しなさいというご意見も多々聞いてはいる。しかしながら、こういうものを配るよりも、行政の本来の姿である困ってる人たちに事業として還元をするという形はどんどん変えていった方がいい。最近では現金をばらまくような施策が多いが、そういったことに変えていった方がいいという意味合いもあるので、まずはここでこういう形をとって、見てみたいというのが思いである。よって賛成である。

松崎

私は反対の立場で討論させていただく。反対するに至った理由として、質問が十分できなかったというのがある。具体的にはこの3つに書いてある政策だが、対象となるご高齢の方、またご高齢の方だけではなくて、大切なことは介護

をしいる人にも、ぜひ聞いてもらいたかった。そうすると何が出てくるかというと、病院同伴だと思う。先ほど1番は同伴含むということだったが、その大前提としてその家族も一緒に行くということだったが、サラリーマンだったらそんな頻繁に行けない。それで、町社協の方で、同伴する人もいない人のための同伴をやっているボランティアというのがあるが、実際やってる人に聞くと、継続が非常に難しいと。そういう状況である。そういうものを目の当たりにして、そこの火が消えてしまうというのは、私としては黙ってはいられないという気持ちがある。だから、この1、2、3どれも大切なことだと思うが、この敬老祝金を減らすにあたって、そういった対象者、そのサポートする、介護する人の言葉というのを、聞いていないのではないかなと言わざるをえないので、私は反対とするのと、プラスアルファ、もう1つ気になったのは敬老祝金を配るのが、コロナを理由に郵送だということだったが、直接会うということがすごく大事だと思う。どういうことかという、よからぬ人が世の中にいて、年金欲しさに、亡くなっていることを隠すということが何年か前に、東京都で発覚したことがあった。とっくに亡くなっているのに、年金欲しさにそれを伏せて葬式もあげないということもあったので、敬老祝金をあげたいという気持ちがあるのだったら、コロナを理由に郵送にするのではなくて、会うべきだということも申し添えておきたいと思う。以上である。

<採決>

委員長

これをもって討論を終結する。それでは議案第11号を採決する。議案第11号は原案の通り可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

委員長

挙手多数である。よって、議案第11号は可決すべきものと決した。暫時休憩にする。

閉会 15 時 29 分

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 令和6年2月26日(月) 開会 15時35分
閉会 16時06分
2. 場 所 第1委員会室
3. 付議事件 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(町長提出議案第12号)
4. 出席者 一石委員長、古谷副委員長、岡田委員、松崎委員、前田委員、野地委員
根岸議長
- 執行者側 町長、副町長、健康福祉部長、福祉保険課長、国保年金班長
- 傍聴議員 7名
一般傍聴者 0名
5. 経 過

4. 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(町長提出議案第12号)

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開く。二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、町長提出議案第12号を議題とする。執行者側から補足説明があればどうぞ。
- 健康福祉部長 国民健康保険税条例の改正だが、国民健康保険税につきましては、令和2年度から3年間税率を据え置いてきたが、1人当たりの医療費の増加に伴い、令和6年度から税率の改正をお願いするものである。内容については、資料に基づき福祉保険課長より説明をさせていただく。
- 福祉保険課長 まず改正案をご覧ください。国民健康保険の基礎課税に係る部分、いわゆる医療分の所得割について、6.25%から6.93%に改める。次に後期高齢者支援金等に係る部分、いわゆる支援金分の所得割について、2.1%から2.65%に、均等割額を9400円から1万900円に改める。最後に介護納付金課税被保険者に係る部分、いわゆる介護分の所得割について、2%から2.55%に改める。続いて、1人当たりの調定額である。こちらは課税総額を被保険者数で割ったものになる。今回の改正により、1人当たりの医療分が4,454円、支援金分が4,638円、介護分が3,454円増額となる見込みである。続いてモデルケースによる保険税比較である。①の40歳から64歳の夫婦と就学児の子ども1人の自営業の方の世帯で、営業所得が300万円の場合、5万246円の増額。営業所得が500万円の場合8万5846円の増額となる。また、②の65歳以上の年金収入のみの2人世帯で、収入が300万円の場合、2万1,081円の増額となる。続いて、国民健康保険事業費納付金の仕組みである。平成30年度から国民健康保険の財政を神奈川県が担っている。県は県内の全市町村の保険給付費を負担している。一方で県は、保険給付費を負担するにあたり、国からの交付金

等で不足する分を市町村に納付金として、請求する。そのため県への納付金を支払う財源として、町は保険税を徴収している。裏面をご覧ください。こちらは国保事業費納付金等の推移になる。グラフの①である。令和6年度の県への納付金は、約7億8,500万円で、令和5年度と比較すると約4,000万円下がっている。令和3年度、4年度は、県の基金が納付金に充てられたことがあるので、金額が少なくなっている。県の国民健康保険財政運営状況から、令和5年度からは県の基金が充てられる額が、減少、令和6年度は充てられないという状況である。グラフの②をご覧ください。国民健康保険の被保険者は、後期高齢者医療への移行が主な原因で、年々減少している。グラフ③では1人当たり納付金の推移である。令和6年度は令和5年度より県への納付金額は減っているが、それ以上に被保険者数が減少しており、県への納付金額を被保険者数で割った1人当たりの納付金の額は、年々増加している。令和5年度については、保険税の不足を町の基金を取り崩すことで補填していたが、令和6年度以降は、町の基金では十分な補填をすることが難しく、基金で補填してなお不足する分については、保険税率等を上げることで、国民健康保険財政を運営していきたいと思っている。説明は以上である。

委員長

これより質疑を行う。

野地

健康保険税、神奈川県内では中頃とこの間説明があった。それが上がってくるという県内でどうなるのだろうというのは、分かれば教えていただきたいというのが1つ目である。そして3年ごとに見直しなのかもしれないが、今回上げなければいけない理由、もう1回確認する。被保険者数が減ってきている。減ってきているが、県も町も基金からも出せない。よって、皆さんからの保険料を上げざるをえない。それで賄いますと言っているのも間違いはないか。次の質問だが、二宮町の国保は二宮町国民健康保険である。二宮町である。それは県の運営とは言わないですね。なったがために増えてしまったのかと思うが、健康を維持すれば、病気にかからなければ、保険料は下がる。みんなで頑張りましょうねということで始まったような気がしているが、今回の値上げは、この表から見て、二宮町外の方のために、二宮町民の保険料を上げるんじゃないかというふうにも捉えられるが、その通りですねという質問である。以上である。

国民年金班長

今ご質問いただいた上がった場合の県内での状況になるが、先ほど申し上げていただいた通り二宮町は、県内で中間の辺りにある。他の自治体の上げ幅というのがまだ把握できていない部分で、他の自治体においても同じような財政状況にはあるかと思うので、その上げ幅によってだが、そこがもし上がらなかった場合で仮定すると、県内でも高い方になってきてしまうという状況にある。続いて保険税率を上げる理由については、被保険者数は減っているが、医療の高度化等で1人当たりの医療費というのはだんだん上がってきている状況にある。そのことで、1人当たりの納付金額というのはどうしても上がってきてしまっているというところで、保険税率を上げるお願いをしたいということになっている。続いて、二宮町の町内の中で健康を維持すれば、二宮町の保険税率が下がってくるかというところになる。こちらについては、現在医療費は県全体で推計するようになっているので、県内の市町村の平均というか、県内の状況に応じて県が納付金をこちらに請求しているので、県内全体で見られている部分ではある。一方で、保健事業については、取り組みに応じて県から交付金がもらえる部分があるので、それに応じて一定の金額は努力に応じ

て、交付金として、交付されるということになっている。以上である。

野地

あげなければいけない理由は大体分かった。2つ質問する。他の自治体が分からない。他の自治体も当然上げる。今の説明だと、県から上げると言われているから上げる。ただし、基金で賄う自治体もあるかもしれないから、上がらないかもしれない。実質納めるのは高くなるという理解でいいのかな。二宮は基金から出さないからという質問が1つ。2つ目は、今交付金の話が出た。納付しなければ金額が高くなる。皆さんからの保険金も高くなる。しかし健康維持で、二宮町があまりお医者さんにかからなかったから、交付金ということで、二宮町にはメリットがあるのかな。町外の人のためだけに、出すのは嫌だなと思っている。メリットはあるんですねという質問である。最後にもう1一つだけ。神奈川県健康保険組合、二宮町ではなくて、神奈川県国民健康保険組合というのも、準備なり、そういう話は出ているかということ。二宮町国保ではなく、神奈川県国保という33市町村が1つの保険体制になるみたいな話は出てきていないのか。以上3つである。

国民年金班長

おっしゃられた通り基金については市町村に応じて保有状況が異なってくるので、二宮町については、今年度末で残った残高について、課税額の5%は保持するようにというのは県の目安で示されているので、その金額を残して残りは保険税の補填に充てるという考えで、来年度以降、補填していきたいと考えているところである。また、基金の保有状況において保険税率が上がらない自治体もあるというところになる。続いて、保健事業費の交付金の状況である。健康維持をすれば、保健事業費の例えば特定健診の受診率等に応じて点数が何点もらえ、その点数に応じて、補助金がもらえたりするものがあるので、二宮町が頑張ることによって二宮町の財政に対してお金が入ってくるというところはある。続いて、最後の県内統一でいうところだが、ゆくゆくは県内の統一の保険税率というものを今、全国的に目指しているところになっており、神奈川県でもそれに向けて全体の保険税率を見直す、全く同じにするというところの流れで今進んでいる。そういった流れで今後県内で統一される見込みになっている。以上である。

野地

県内統一の保険料にする。要するに県が運営するというのは、想定でいつぐらの話なのか。100年後の話なのか、来年の話なのかと聞いたら何て答えるか。

福祉保険課長

県下統一の保険料については、令和10何年代ぐらいかなと想定はしているが、どここの市町村でもかなり財源不足というふうな話になるので、もしかするとそういった話が早まるということは、十分にあり得ると思う。以上である。

松崎

これは今年度の当初予算に影響してくる話ですね。そうすると、どうしてももう少し早く、ある程度予測はできたと思うが、もう少し早く話をするべきだったのではないのかなというのが1点。それと2ページの方の3つの棒グラフがあるが、これ1番上の棒グラフを見ると、非常に納付金の推移というのは乱高下しているように見えるが、これはスケールが違いますよね、下の2つと比べて。どうしてこれだけスケールを、違うようにグラフを作ったのか。以上2点お願いします。

国民年金班長

来年度の予算に関わる部分では、できるだけ早くというお話だったが、そちらについては、神奈川県の方でまず、納付金の試算がされるのが11月中旬になってお

り、その後確定した金額で示されるのが、1月頃になっているので、そちらの都合上ご報告が早くできなかったというところがある。グラフのスケールの大きさは見づらいところがあったのかと思う。そちらは申し訳ないが、ご了承いただければというところである。

健康福祉部長

グラフの関係だが、1番上は円で億の単位である。その下は人数の単位になっている。1番下は10万円単位ということである。スケールの統一感というのは非常に難しい。上げ下げの幅が収まるような感じで入れてある。ただ、下の2つは、ゼロスタートというのか、1番低い値が0なので圧縮されたような形。1番の表は、途中の金額からスタートしているので、上下幅が分かるような形。これはゼロスタートだと横一線のグラフになってしまうと思うので、その辺りでこのような資料としているところである。

松崎

そうするとグラフの作り方はある程度実態を強調するために、意図的にやったという理解かというのが1点目。あと県の方の出方が分からなくて、これを発表するのが遅れたということだが、そうすると今後、将来的にこの先10年ぐらいの納付金額がどのぐらいになるかという予想も県の出方が分からない限り、あまり示すことはできないという理解でよろしいか。

健康福祉部長

グラフの件だが、意図的にというよりもその差が分かるようにということで出させていただいた。

国民年金班長

納付金についても毎年神奈川県の方で過去の実績から推移を計算した上での11月に仮での金額が出る、1月に確定の金額が出てくるというところになってくるので、この先の情勢を見るにしても毎年毎年、神奈川県の方で計算しながら金額が決まってくるところになるので、ずっと先を見ていくというのはなかなか難しい部分だと思う。以上である。

議長

2ページの真ん中の被保険者数の推移は令和6年度で終わっているが、令和7年度には団塊の世代が75歳以上になるという課題が、町でも起きていて、県でも当然そうだと思うのですが、6年度で終わらない、もうすぐに7年度にも控えているというところまでは示されてはおらず、その辺りの見通しとか、出されている課題とか、県で議論されていることとか、町が認識していることとか、その辺りを教えていただきたいというのが1つである。これで急に値上がるという感じになる。滞納者の方は増加するという心配はないか。質問も漠然としているが、その疑問にご答弁いただきたい。以上である。

福祉保険課長

保険税の見通しである。まず被保険者の減少については、やはり団塊世代の方が後期高齢者に移行しているという現実があるので、そちらの減少については、毎年度減少を見込んで、被保険者数及び保険料の計算には、考慮しているが、社会保険に移行される方、これが読めなくて、国の方でも社会保険への適用の拡大ということで、これまでは例えば、500人以上の事業所が、社会保険に入らなければいけなかったのが今度100人に下がるとか、そういうふうなこともあり、これまで国保に加入されていた方が、社会保険に加入する数が増えているというところがある。またその年々の、例えば県については基金とか、余剰金、或いは国の交付金等が、

どのような形で交付されるかということによっても、納付金額に影響するところがあり、それについては読み切れないところが現実にはある。町としても県、どこの市町村でも同じだが、このような課題というのは、かなり問題ということで、国の方に国からの交付金を増やして欲しいというふうな、神奈川県の下県の国民健康保険を所管する課長の方から、要望という形で国の方に上げさせていただいている。その中で国がどの程度交付金を交付してくれるかによって、状況というのは変わっていくものと思われる。もう1つのご質問で、滞納者が増えるのではないかという、ご質問である。もちろん増える恐れはないと言えないが、これまで納められなかった方は、上がってもなかなか納められないと思う。これまで納めていただいた方は、急に滞納者になるということは考えにくいと思うので、この税率が上がることによって滞納者が大幅に増えるということはないのかなというふうにとらえている。以上である。

委員長

これにて質疑を終結する。休憩にして傍聴議員の発言を許可する。

休憩 15 時 56 分

(傍聴議員の質疑：渡辺議員、羽根議員)

再開 16 時 05 分

< 討論 >

なし

< 採決 >

委員長

それでは、議案第12号を採決する。議案第12号を原案の通り可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長

挙手全員である。よって、議案第12号は可決すべきものと決した。暫時休憩にする。

閉会 16 時 06 分

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 令和6年2月26日(月) 開会 16時08分
閉会 16時36分
2. 場 所 第1委員会室
3. 付議事件 二宮町介護保険条例の一部改正について（町長提出議案第13号）
4. 出席者 一石委員長、古谷副委員長、岡田委員、松崎委員、前田委員、野地委員
根岸議長
- 執行者側 町長、副町長、健康福祉部長、高齢介護課長、介護保険班長
- 傍聴議員 7名
一般傍聴者 0名
5. 経 過

二宮町介護保険条例の一部改正について（町長提出議案第13号）

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開く。次に、二宮町介護保険条例の一部を改正する条例、町長提出議案第13号を議題とする。執行者側から補足説明があればどうぞ。
- 健康福祉部長 介護保険の条例改正ですが今回の改正については、介護認定審査会の委員定数を増員するというのが1つ。それからもう1つは、3年ごとに見直しを行う保険料について、介護サービスの給付が今後増大することから、介護保険料の改定をお願いするものである。内容については資料に基づき高齢介護課長より説明をさせていただく。
- 高齢介護課長 補足説明である。資料は2ページにわたっている。縦版の二宮町介護保険条例の一部改正についてと横版の新旧で介護保険料を見比べていただける表である。介護保険認定審査会の運営を安定的に実施していくために、委員定数を現在21名以内としているところを各種職種の人員増の部分を見込み、30名以内というふうに増員をさせていただきたいという部分が1点になる。資料については今後保険料の方になるので、横の介護保険料の新旧で見えていただけるものをご覧いただければと思う。お手元の資料の左側が新で、令和6年度から8年度のものになる。右側が対象年度、令和3年度から5年度の現在というような形になっている。まず、現在の条件についてだが、現行の所得段階については、国が示している部分では標準段階としては9段階ということで政令によって定められているところだが、二宮町については、13段階の合計所得1,000万円以上ということで算定をして今まで運営をさせていただいてるところである。左側の表だが、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、介護が今後必要になる方が増える、介護給付費が増加す

るところを見据え、多段階化することで所得の再配分の機能を強化し、低所得者の保険料の上昇を抑制することを目的とし、政令によって定められている標準段階については今度 13 段階に見直しをされている。二宮町では高所得者 1,000 万円以上を頭打ちにしていたため、17 段階の合計所得の上限も 1,500 万円以上に変えさせていただき、合わせて負担割合も基準額に対する割合で見直しを行わせていただくものである。変わる部分については新旧対照表の 9 段階目以降の部分に網掛け、グレーの色を入れさせていただいているところである。次に保険料についてである。表で言うと真ん中ら辺のところで 9 期の保険料の年額というところをご覧いただければと思う。保険料の負担増を抑えるためには、基金の方から 1 億 6,000 万円の取り崩しをすることで、第 5 段階の基準段階の部分の保険料を今まで 5 万 6,400 円としていたところを、6 万 2,400 円。横の方の差額年額のところを見ていただければ、プラス 6,000 円。月額 12 か月で割ると、プラス 500 円の負担増をお願いすることになる。差額の部分でご覧いただければと思うが、金額の下にかぎ括弧で数字が入っている部分があるかと思う。こちらについては、公費の投入、国の方の低所得者対策の部分で公費負担され負担軽減が図られたことによる年額の保険料ということになる。一番低い第一段階の方だと、年額 864 円の増加基準段階の 5 段階のところ、年額 6,000 円の増額を経て、1,500 万円以上の所得のある方は、一番下段になり、5 万 640 円の負担増をお願いすることになる。最後に条例の第 6 条の部分だが、こちらについては介護保険法施行令の見直しによって、改めさせていただくところである。以上である。

<質疑>

岡田

介護認定審査の委員定数の増員ということで 9 名ほど増員されている。その増員するために運営面で何か問題があつてというか、スムーズにいかない方があり、それで増員され、どんな改善が見込まれるのか分かったら教えていただきたい。それとあと、関連して他の近隣の市町村で、この辺の審査員の定数というのが決まっていると思うが、それでいくと、また対象者の規模感にもよるが、二宮町の妥当性みたいなのはどんな感じか、もし分ったら教えてほしい。

介護保険班長

先ほどの人数を増やすところだが、現状としては、医師の方、歯科医師の方、保健師の方、それからケアマネージャーさんとか、作業療法士の方とかに今委員さんとして出ているが、その中でも特に保健師さんとか、作業療法士さんとかケアマネージャーさんのところの部分の人数を増やしたいということで今回増員をさせていただいたようなところである。人数を今回の 21 人から 30 人に増やすということだが、実際、審査会は毎週金曜日に行われており、そこで審査会に出席される方は 5 名の方が出席をされ、週ごとに交代して出ている。その中で今ちょうどその職種の方が少ないので、そこら辺を増やしていきたいということで増員したところである。あと近隣の市町村だが、詳しいデータはないが、不確定なところで申し訳ないが、大磯町さんは、確か定員が 30 名だったと思う。大体の規模というと、大磯町さんと同じぐらいの規模なので二宮としても、これぐらいの人数を増やしていけれ

ばというふうに考えている。

岡田

定数の規模感については妥当性があるというふうに判断した。それから、最初の質問の多分週に1回だったか。毎週やられているのか。それが5名ずつずっと順番で回ると単純計算で30人いれば、6回分できるという計算ではないか。それでグルーピングしてかどうか分からないが、そこで1回5人でずっと回しているということで多分これは認定審査のボリュームがたくさんあって、手が回らないというのが何か1つ問題としてあって増員されたのかと思ったが、その辺いかがか。

介護保険班長

現状として認定審査会は21名の方いらっしゃるということだが、そこについて医師の方が5名、歯科医師の方が10名、それから保健師の方が2名、それから作業療法士、歯科衛生士の方の部分では2名、ケアマネージャーさん2名ということで、人数の構成として保健師さん、ケアマネージャーさん、作業療法士さんの数が少ないので、そこに人数を増やしていきたいなというところである。

野地

今の人数の件は、毎週金曜日、5名で審査するのは変わらないが、全体の人数を増やすことによって、1人当たりの負担、参加の負担とか、その業界のことをよく知るといって増やしますと理解したが、それでよろしいかというのが1つ目である。2つ目、段階の話になるが、国は9段階から13段階を何か標準化というか示したということである。それに合わせて、二宮町は、もっと細かくやっているよということで、17にして1,000万以上の人からもっと負担してもらおうというのが今回の意思表示かと思ったが間違っていないか。今度、標準になるが、3つ目、今まで県内で一番安い介護料だったということで一つの町内としては自慢の一つで介護に使うお金が少なく健康だということだったが、これによって一番安くて元気な町というのは失われてしまうのかという質問である。今回これ3年ごとに見直していると思う。この金額が決まれば、6、7、8の令和8年まではこれでいきますよ。次の改定は9年、高くなるか安くなるか分からないが、8年度まではこれでいきますよということになりますね。最後に国保と似たような質問だが、二宮町の介護保険は二宮町だけでやっているが、神奈川県が介護保険に口を出したり、もしくは、運営、集金、何々っていう話は出ているか。以上である。

介護保険班長

まず1点目の人数を増やすことは、今委員さん言われた通りで、介護保険の認定審査会の場合については、委員さんが都合が悪ければ、またその別の方という運用の中で、この増やすことによってそれが可能になるかというところになる。あともう1点、先ほどの保険料の多段階化ということで高い方の高齢者の方が増えていくということだが、実際のところ、町としては所得が高い方を増やすことにより、その部分から徴収させていただくことによって、その所得の少ない方の部分を少しでも賄えればということで所得の細分化をして、多段階化しているようなところである。まだ県の方も最終的な二宮町の介護保険料の順位というか、そういったものは県の方で取りまとめており、まだ細かい結果は出ていないが、町としては一旦取りまとめた状況の中では、安い方の部類に入るところには留まっている。それから国とか県がということだが、

実際のところ町が介護保険料については決めているので、具体的な計画についての介護保険事業計画とか高齢者保健福祉計画についての内容等の突合というのは県とはするが、その細かい保険料の段階がどうかというところまでは、県もそこまでは町に対してどうかということはないというような状況である。あと、この介護保険料については、この３年間は今の決まった金額でいくことになる。

委員長 これにて質疑を終結する。休憩にして傍聴議員の発言を許可する。

休憩 16 時 23 分

(傍聴議員の質疑：渡辺議員)

再開 16 時 35 分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長 それでは議案第 13 号を採決する。議案第 13 号を原案の通り可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長 挙手全員である。よって議案第 13 号は可決すべきものと決した。これをもって本委員会に付託された案件の審査を終了する。

閉会 16 時 36 分